

北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験を非難する決議

北朝鮮は国際世論の非難が集中する中、それらを見做し8月29日、弾道ミサイルを発射した。このミサイルは我が国の上空を通過し、北海道の襟裳岬東約1,180キロメートルの太平洋上に落下し、さらに間髪を容れずに9月3日には、6回目となる核実験を強行した。この実験に使用された核爆弾は過去5回と比して最大規模のものであるとされ、第二次大戦末期に広島に投下された核爆弾の10倍以上の規模のものであるとの見解が、我が国政府より示された。

6回目の核実験を受け、9月11日には国連安保理において、異例の速さで北朝鮮に対する経済制裁が全会一致で採択されたが、これに反発する形で、9月15日にも再度我が国の上空を通過し、襟裳岬東2,200キロメートルに落下するミサイルを発射した。これは、少しでも間違いが起これば、我が国の領土・領海に着弾し、大惨事を招きかねない、許しがたい行為である。

これらの行為は、累次にわたる国連安保理決議に違反しているだけではなく、拉致被害者を抱える我が国を初めとする地域及び国際社会の平和と安定を直接的に脅かし続けているものであり、断じて容認することはできず、核廃絶達成を目的とした原水爆禁止協議会の活動を通じて平和を希求する13万座間市民の願いを強く踏みにじるものである。

よって、本市議会は、北朝鮮に対し即刻、ミサイルの開発を中止し、核爆弾を放棄し、国際社会との対話をすることを強く求める。

以上、決議する。

平成29年9月29日

座 間 市 議 会